
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 今後のエンドースメント手続の進め方

本資料の目的

1. 本資料は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及びこれに関連する改正会計基準に関するエンドースメント手続後のエンドースメント手続の進め方について検討することを目的としている。
2. 本資料は、2017 年 4 月 21 日に開催された第 33 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（以下「第 33 回作業部会」という。）に提出した資料について、当日の審議を踏まえ修正を行ったものである。

現在のエンドースメント手続の進め方と作業部会及び企業会計基準委員会において聞かれた意見

3. 当委員会は、2017 年 4 月 11 日に修正国際基準の改正を公表し、これにより、2016 年 9 月 30 日までに IASB により公表された会計基準及び解釈指針（以下、合わせて「会計基準等」という。）のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するものについて、当委員会として採択すべきか否かの検討が終了した。

また、現在 IFRS 第 15 号（これに関連する「IFRS 第 15 号の発効日」（2015 年 9 月公表）、「IFRS 第 15 号の明確化」（2016 年 4 月公表）を含む。）についてエンドースメント手続を行っている。

4. さらに、前項以外の IASB により公表された会計基準等について、以下の(1)及び(2)については、当面、この順序でエンドースメント手続を行うこととしており、(3)については、2017 年中に完了するように進め方を検討することとしていた。

(1) IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)

(2) IFRS 第 16 号「リース」

(3) 上記(1)及び(2)を除き、2014 年以後に IASB により公表された会計基準等のうち 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効するもの（発効日が未定のものを含む。）

5. これらの発効日を基準とした前述の進め方について、IFRS の発効日は準備期間を考慮して設定されていると考えられるため、本来的には公表日を基準とすべきであるとす

る意見が聞かれていた。

今後のエンドースメント手続の進め方

(エンドースメント手続を開始していない会計基準等)

6. IFRS 第 15 号及びこれに関連する改正会計基準、IFRS 第 9 号(2014 年)、IFRS 第 16 号を除き、2014 年以後、現在までに IASB により公表された会計基準等のうち、エンドースメント手続を開始していないものは公表順に以下のとおりである。

	エンドースメント手続を開始していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効
(a)	「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は抛却」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正) 「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」	2014 年 9 月 2015 年 12 月	IASB が決定する日(2017 年 4 月 17 日現在未定) 以後開始する事業年度から発効
(b)	「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」(IFRS 第 2 号の修正)	2016 年 6 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
(c)	「IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用」(IFRS 第 4 号の修正)	2016 年 9 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効(ただし、一部の取扱いは 2018 年 1 月 1 日より前に発効する場合がある。)
(d)	IFRIC 第 22 号「外貨建取引と前払・前受対価」	2016 年 12 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
(e)	「投資不動産の振替」(IAS 第 40 号の修正)	2016 年 12 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
(f)	「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」 ・初度適用企業のための短期的な免除の削除 (IFRS 第 1 号の修正)	2016 年 12 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
(g)	「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」	2016 年 12 月	2018 年 1 月 1 日

審議事項(1)-2

	エンドースメント手続を開始していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効
	・ 関連会社又は共同支配企業の公正価値での測定 (IAS 第 28 号の修正)		以後開始する事業年度から発効
(h)	「 IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」 ・ 基準の範囲の明確化 (IFRS 第 12 号の修正)	2016 年 12 月	2017 年 1 月 1 日 以後開始する事業年度から発効

7. 前項の(h)「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」における「基準の範囲の明確化 (IFRS 第 12 号の修正)」を除き、現時点で IFRS の発効日が到来している会計基準等はない。

(今後のエンドースメント手続の進め方について)

8. 第 33 回作業部会においては、第 5 項の聞かれた意見を踏まえ、今後のエンドースメント手続について、基本的に公表日を基準とする次の進め方を提案した。

- (1) 重要な会計基準については、個々にエンドースメント手続を実施する。
- (2) (1)以外の会計基準については、一定の基準日 (例えば、6 月末、12 月末) を設け、その間に IASB により公表された会計基準等について、翌半年の間に当該会計基準等に係るエンドースメント手続の公開草案を公表し、その後半年以内に修正国際基準の改正を行う。
- (3) 適時性を損なわない範囲で、可能な限り(2)のエンドースメント手続と(1)のエンドースメント手続を 1 つの公開草案としてまとめて公表する。

9. また、前項の方法を採用する場合、当面、次のように扱うことを提案し、下記(2)にかかる IFRS 第 12 号のエンドースメント手続を第 33 回作業部会より開始している。

- (1) 重要な会計基準として、エンドースメント手続を実施するもの
 - IFRS 第 9 号 (2014 年) 及び関連する第 5 項(c)、IFRS 第 16 号、IFRS 第 17 号「保険契約」
- (2) (1)以外の会計基準等
 - 発効日が到来している会計基準等(第 5 項(h)が該当)については、これまでの発効日を基準とした進め方を完了させるため、IFRS 第 15 号及びこれに関連する改正会計基準のエンドースメント手続に関する公開草案公表時に、当該会計基準等についてのエンドースメント手続の公開草案も含める。
 - 第 6 項に記載した、その他の会計基準等については、過渡期の取扱いとし

て、2017年6月末時点で公表済みの会計基準等と併せてエンドースメント
手続を行う(第5項(a),(b),(d),(e),(f),(g)が該当する。)。

(第33回作業部会で聞かれた意見及びその対応案)

10. 第33回作業部会では次の意見が聞かれた。

- (1) 第8項(2)のエンドースメント手続について、公表から修正国際基準への反映
までに、長いものでは1年半要することとなるため、必ずしも設定した基準日
にこだわらず、例外的な対応も必要となるのではないか。
- (2) 年2回の基準日を設ける方針は、公開草案を公表する頻度の観点からも適切だ
と考える。当該方針も参考とした上で、第8項(1)の個々にエンドースメント
手続を行う重要な会計基準等についてスケジュールを示すことも検討できな
いか。

11. 前項の意見に対して、事務局では次の対応を検討している。

- (1) 前項(1)に対しては、基本的には、一つ前の基準日の対応時に、公表から発効ま
での期間が短い基準の手続を進めることが想定されるが、緊急的な基準設定等
に対処する目的で、基準日や手続の目安(基準日から1年以内)に沿わない対
応も検討しうる。

このため、第8項(2)について、次の記述を加える。

「なお、公表から発効までの期間が短い基準については、当該発効までの期間
も考慮し、別途の対応を検討する場合もある。」

- (2) 前項(2)に対しては、個々のエンドースメント手続を完了する期間を予測する
ことが難しい点はあるが、重要な会計基準等のエンドースメント手続のスケジ
ュールに関する情報は有用と考えられるため、「現在開発中の会計基準に関す
る今後の計画」の公表にあたって、可能な限り今後の見通しを追記することと
する。

ディスカッション・ポイント

第33回作業部会の意見も踏まえた、事務局の提案する進め方(第
8項から第11項)について、ご意見を頂きたい。

以 上